



薬食血発 0709 第 2 号
平成 21 年 7 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

新鮮凍結血漿の適正使用の推進について

血液製剤の適正使用については、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」（平成 17 年 9 月 6 日付け薬食発第 0906002 号厚生労働省医薬食品局長通知、平成 21 年 2 月 20 日付け最終改正）により両指針の積極的な活用をお願いし、推進してきたところである。

しかしながら、近年減少傾向が続いていた新鮮凍結血漿製剤の供給量が、別添図 1 のとおり平成 19 年 8 月に増加し、それ以降減少傾向が見られないこと、また、別添図 2 のとおり供給本数に関しては減少しているものの、別添図 3 のとおり供給量は増加していることが、平成 21 年 7 月 9 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会適正使用調査会において指摘されたところ。

日本赤十字社より供給される新鮮凍結血漿製剤については、平成 19 年 8 月より、白血球除去の導入に伴い容量がそれまでの約 1.5 倍となったことから、医療機関においては、使用量に御留意頂く等の対応が必要とされていたところである。

貴職においては、こうした状況を御理解の上、貴管下医療機関における新鮮凍結血漿の適正使用の推進について、引き続き取り組まれるよう、特段の御配慮をお願いする。

